

登生第2396号  
平成28年12月14日

社会福祉法人登米市社会福祉協議会  
会長 遠藤 尚 様

登米市長 布施 孝 尚



税額控除に係る証明書について

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期限は、下記のとおりです。

記

(有効期限)

平成28年12月31日から平成33年12月30日まで

なお、租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(平成28年財務省令第22号)附則第19条の規定により、本証明書は平成28年分の所得税から適用されることとなります。

担当：登米市福祉事務所生活福祉課  
福祉総務係 主査 金澤 勝彦  
TEL：0220-58-5552  
FAX：0220-58-2375  
E-mail：seikatufukusi@city.tome.miyagi.jp